

事業番号	154
------	-----

平成24年度事業評価シート（平成23年度事業の評価）

1. 事業の概要

事業名	地域農政総合推進事業			担当課	農林水産課	
事業期間	開始年度	～	終了予定年度	担当係	農業水産振興係	
総合計画	めざすまちの姿	6産業の発展や交流による活力あふれるまち				
	目標	② 食を守る農業（農業）				
	成果指標	認定農業者数（累計）	中間目標（H27）	110	最終目標（H32）	120
		耕作放棄地面積割合（県の調査面積に対する割合）		3.50%		3.00%
予算区分	一般会計	6 款 農林水産業費	1 項 農業費	3 目 地域農政総合推進事業費		
	細事業	161 地域農政関係経費				
位置づけ	関連計画					
	根拠法令	農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律				
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施・運営 <input type="checkbox"/> 一部又は全部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> その他（					
対象（誰のため）	<input type="checkbox"/> 全市民 <input checked="" type="checkbox"/> 特定の市民 <input type="checkbox"/> 特定の団体 <input type="checkbox"/> その他    農家、認定農業者					
事業の目的（何のため）	地域農業の中心となる認定農業者及び認定指向農家等の育成を図る。					
内容（概要）	<p>▶農業振興地域整備促進事業 概ね5年に1度、農業振興地域整備計画の定期見直しを実施する。</p> <p>▶農業経営基盤強化促進対策事業 地域の中心となる農家（担い手）を育成するため、担い手への農地の集積や担い手が行なう事業への支援及び経営改善計画の認定などを行う。</p> <p>▶戸別所得補償制度推進事業 農業経営安定のため、国が22年度から開始した制度の推進を図る。</p>					
これまでの改善・見直しの状況	<p>▶耕作放棄地調査解消事業 有効活用を図るべき農地を中心に利用状況の調査と耕作放棄地の解消についての文書指導を行った。</p> <p>▶担い手農業者が行なう事業への補助 国、県の補助制度に市の補助を上乗せし、事業の推進を図ってきた。</p>					

2. コスト

（単位：千円）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度事業費	
事業費	予算	3,588	4,859	12,663	(内訳)	
	決算	4,510	4,165		旅費、需用費、役務費、委託料等	1,440
財源内訳	国庫支出金				報償費、負担金、補助金、交付金等	2,628
	県支出金	1,490	1,622	1,621	委員等報酬	97
	地方債					
	その他		3	3		
	一般財源	3,020	2,540	11,039		
職員人件費	13,583	13,125	13,085	人工	1.8 人	

### 3. 事業の評価

#### 事業の実施状況

内容		単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	達成率
活動指標	経営改善計画認定相談会の開催	回	目標	2	2	100%
		実績	2	2		
	耕作放棄地再生事業実施箇所	箇所	目標	2	2	100%
		実績	2	2		
		目標				
		実績				

平成23度活動内容	<p>【主な事業】</p> <p>認定農業者制度推進事業 農用地利用集積事業 耕作放棄地調査解消事業 担い手農業者が行う事業への補助 戸別所得補償制度推進事業 農業振興地域整備促進事業</p>
課題・問題点となった事項	<p>①認定農業者制度推進事業→制度への参加農家が高齢化、減少傾向にある。</p> <p>②農用地利用集積事業→事業への参加農家・地主に変化がなく、農地の集積が進まない。貸し手は増えていますが、借り手は増えていない。</p> <p>③耕作放棄地調査解消事業→高齢化、後継者不足で耕作放棄地は増加の傾向にある。解消面積も啓発文書による保全管理が多く営農再開にならない。</p> <p>④担い手農業者が行う事業への補助→事業への参加農家が少なく、耕作放棄地再生事業効果が限定的。</p> <p>⑤戸別所得補償制度推進事業→制度への参加農家が少なく、効果が限定的。</p> <p>⑥農業振興地域整備促進事業→農用地確保と除外要件について住民説明が不足している。</p>
どう対処したか	<p>①担い手の掘起しを行い、相談会を行った。</p> <p>②農地銀行の事業として貸したい農地の内容を市のホームページに掲載し、借り手への情報提供を行った。</p> <p>③農業振興協議会や担い手育成総合支援協議会、農業委員を通して耕作放棄地解消の啓蒙を行った。</p> <p>④農業振興協議会の会議等で改めて支援の内容の周知を図るためパンフレットを配布した。</p> <p>⑤制度の詳細についての説明会を開催する。対象農家全部(約1,700件)に制度説明パンフレット等を送付した。</p> <p>⑥年2回の除外相談の中で個別説明し、農用地への理解を求めた。</p>
改善点	<p>効果額 H24-H23 (千円)</p>

事業目的の達成状況	<p>認定農業者制度推進事業→認定農業者になることで、経営目標が明確化され、農家の生産意欲の向上につながっている。</p> <p>農用地利用集積事業→農地の利用集積を進めることにより、作業効率を良くすることで、農家の生産意欲の向上につながっている。</p> <p>耕作放棄地調査解消事業→耕作放棄地の解消により、農地集積や作業効率を良くすることで、農家の生産意欲の向上につながっている。</p> <p>担い手農業者が行う事業への補助→担い手への総合的な支援により、担い手の生産意欲の向上につながっている。</p> <p>戸別所得補償制度推進事業→水稲生産についての農家所得を安定させることで、農家の生産意欲の向上につながっている。</p> <p>農業振興地域整備促進事業→農用地を確保し、都市的土地利用を求める住民の要望に対する助言や、農業に対する住民への理解を拡げる手段となっている。</p>				
※必要性事業を廃止・休止したときの影	農業従事者の減少に歯止めがかからず、産業としての農業が衰退してしまう。				
判定	A 継続	現行の内容で実施	事業主体	市	
判定理由	農業を守るためには、市が継続して事業を実施する必要がある。				
今後の方向性	<p>○認定農業者の意向や状況を把握することで、農業経営の近代化と後継者の育成に対する有効な方法を検討していく。</p> <p>また、認定農業者数の増加や認定農業者への農地集積により、耕作放棄地の解消を図る。</p> <p>○水田農業実施計画書の提出率を高め、水田の作付状況の把握を行うとともに、国の制度への加入申請者数を増やすため、制度の内容の周知を図るための対策を行う。</p> <p>○今後も優良農地を主体とした農業地域を保全すが、都市的土地利用を求める住民の要望もあることから、毎年2回程度希望者を対象にした相談会を行い、土地利用の要望に対する助言や、農業に対する住民への理解を拡げていく。</p>				

自己評価